



# 鳥取県公報

平成17年3月29日(火)  
号外第51号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>条 例</b>	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(37)(警察本部警務課)..... 2
	鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例(38)(＃)..... 4
	鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例(39)(＃)..... 4
	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例 (40)(警察本部生活保安課)..... 5
	鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(41) (教育委員会事務局高等学校課)..... 7
	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(42)(審査指導室)..... 8

——— 公布された条例のあらまし ———

### 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 警察職員が人事委員会の定める特別な作業に従事したときは、勤務1日につき280円を加算して支給することとした。(第4条、第4条の2関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

### 鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

- 1 警察官の定員及び階級別定員を次のように改めることとした。(第2条関係)

区 分	定 員	
	改 正 後	現 行
警 察 官	1,170人	1,160人
警 視	61人	61人
警 部	125人	124人
警部補・巡查部長	646人	640人
巡 査	338人	335人

- 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

### 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

- 1 警務部の所掌事務に個人情報の保護に関することを加えることとした。(第3条関係)
- 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

### 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

- 1 禁止する卑わいな行為等を痴漢、盗撮等、例示して明確化するとともに、卑わいな行為等の対象者を婦

女から人に拡大することとした。(新第3条関係)

- 2 罰金の額を引き上げることとした。(新第9条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
  - (1) この条例は、平成17年5月1日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講じることとした。

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

- 1 授業料(通信制の課程に係るものを除く。以下同じ。)の納付期限日を次のとおり改めることとした。  
(第4条関係)

区 分	改 正 後	現 行
入学年度の4月分の授業料	5月26日	5月22日
月の中途に入学又は復学をした場合の当該月分の授業料	翌月の26日	翌月の22日
上記以外の授業料	毎月26日	毎月22日

- 2 授業料の滞納により学籍を除いた者の授業料の免除に関する規定を削ることとした。(第5条関係)
- 3 授業料の滞納により退学の処分を行った者のうち、やむを得ない事情があると認められる者に対しては、未納の授業料を免除することができることとする。こととした。(第7条関係)
- 4 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

- 1 借受者が死亡したとき等に育英奨学資金の返還に係る債務の全部又は一部を免除することができる当該資金の借受対象者に、高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものへの修学が困難な者を加えることとした。
- 2 次に掲げる資金等の返還に係る債務の免除の条件について、保証人に係る制限を緩和することとした。
  - (1) 介護福祉士等修学資金
  - (2) 専修学校等奨学資金
  - (3) 特例児童扶養資金
  - (4) 看護職員修学資金
  - (5) 理学療法士等修学資金
  - (6) 漁業研修支援資金
  - (7) 育英奨学資金
  - (8) 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金
- 3 福祉生奨学金及びへき地勤務医師等修学資金の返還に係る債務の免除制度を廃止することとした。
- 4 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

## 条 例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第37号**

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 警察職員が前条第1項第1号に掲げる作業であって人事委員会が定める特別なものに従事したときは、第1項に定める額にその勤務1日につき280円を加算する。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 略</u></p> <p><u>10 略</u></p> <p>第4条の2 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1項に規定する警察職員が前条第3項の人事委員会が定める特別な作業に従事したときは、第1項の規定にかかわらず、当該作業に係る日額の作業手当を支給する。この場合において、当該作業に係る日額の作業手当の額は、同条第3項の規定による加算額に相当する額とする。</u></p> <p><u>4 第3条第1項第5号に掲げる作業に係る月額の手当の支給を受ける警察職員が前条第4項の人事委員会が定める特別な作業に従事したときは、第1項の規定にかかわらず、当該作業に係る日額の作業手当を支給する。この場合において、当該作業に係る日額の作業手当の額は、同条第4項の規定による加算額に相当する額とする。</u></p>	<p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 略</u></p> <p>第4条の2 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第3条第1項第5号に掲げる作業に係る月額の手当の支給を受ける警察職員が前条第3項の人事委員会が定める特別な作業に従事したときは、第1項の規定にかかわらず、当該作業に係る日額の作業手当を支給する。この場合において、当該作業に係る日額の作業手当の額は、前条第3項の規定による加算額に相当する額とする。</u></p>

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第38号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（定員）</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）警察官 <u>1,170人</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 警部 <u>125人</u></p> <p>ウ 警部補・巡査部長 <u>646人</u></p> <p>エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>338人</u></p> <p>（2）略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（定員）</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）警察官 <u>1,160人</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 警部 <u>124人</u></p> <p>ウ 警部補・巡査部長 <u>640人</u></p> <p>エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>335人</u></p> <p>（2）略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この条例は、平成17年 4月 1日から施行する。

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第39号

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例（昭和37年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)~(20) 略</p> <p>(21) <u>個人情報の保護に関すること。</u></p> <p>(22) 略</p>	<p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)~(20) 略</p> <p>(21) 略</p>

附 則

この条例は、平成17年 4月 1日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第40号**

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和38年鳥取県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下「削除条項」という。)を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。)に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(粗暴行為の禁止)</p> <p>第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、空港、埠頭、興行場、飲食店その他の公衆が出入りすることができる場所(以下「公共の場所」という。)又は自動車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公衆が利用することができる乗物(以下「公共の乗物」という。)において、<u>多数でうるつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、いいがかりをつけ、<u>す</u>ごむ等不安を覚えさせるような言動をしてはならない。</u></p>	<p>(粗暴行為(<u>ぐれん隊行為等</u>)の禁止)</p> <p>第2条 何人も、<u>婦女</u>に対し、道路、公園、広場、駅、空港、埠頭、興行場、飲食店その他の公衆が出入りすることができる場所(以下「公共の場所」という。)又は自動車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公衆が利用することができる乗物(以下「公共の乗物」という。)において、<u>婦女</u>を著しくしゅう恥させ、<u>又は婦女に不安を覚えさせるような卑わいな言動をしてはならない。</u></p> <p><u>2</u> 何人も、<u>公共の場所又は公共の乗物</u>において、多数でうるつき、又はたむろして、<u>通行人、入場者、乗客等の公衆</u>に対し、<u>いいがかり</u>をつけ、<u>すごむ等不安</u>を</p>

2 略

(卑わいな行為等の禁止)

第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、人に対し、みだりに、人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安若しくは嫌悪を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 人の身体に、直接又は衣服その他の身に付ける物(以下「衣服等」という。)の上から触れること。
- (2) 衣服等で覆われている人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影し、若しくは録画すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、みだりに、公衆浴場、公衆便所、公衆が使用できる更衣室その他公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所における当該状態にある人の姿態を撮影し、又は録画してはならない。

(不当な金品の要求行為(たかり行為)の禁止)

第4条 略

(押売行為等の禁止)

第5条 略

(景品買い行為の禁止)

第6条 略

(不当な客引行為の禁止)

第7条 略

(モーターボート等による危険行為の禁止)

第8条 略

(罰則)

第9条 第2条から前条までの規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として第2条から第7条までの規定のいずれかに違反した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

覚えさせるような言動をしてはならない。

3 略

(不当な金品の要求行為(たかり行為)の禁止)

第3条 略

(押売行為等の禁止)

第4条 略

(景品買い行為の禁止)

第5条 略

(不当な客引行為の禁止)

第6条 略

(モーターボート等による危険行為の禁止)

第7条 略

(罰則)

第8条 第2条から前条までの規定のいずれかに違反した者は、5万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として第2条から第6条までの規定のいずれかに違反した者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第41号**

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（授業料等の納付方法）</p> <p>第4条 授業料（通信制の課程に係るものを除く。）は、前条第1項に定める額の12分の1に相当する額を、それぞれ毎月26日（入学年度の4月分にあつては、5月26日）までに納付しなければならない。ただし、月の中途に入学又は復学をした場合の当該月分の授業料は、翌月の26日までに納付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>（授業料等の納付方法）</p> <p>第4条 授業料（通信制の課程に係るものを除く。）は、前条第1項に定める額の12分の1に相当する額を、それぞれ毎月22日（入学年度の4月分にあつては、5月22日）までに納付しなければならない。ただし、月の中途に入学又は復学をした場合の当該月分の授業料は、翌月の22日までに納付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>
<p>（中途入学者等の授業料等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p>	<p>（中途入学者等の授業料等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 授業料の滞納により学籍を除いた者に対しては、前条及び前項の規定にかかわらず、授業料を徴収しない。</p> <p>3 略</p>
<p>（授業料等の減免）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 知事は、授業料の滞納により退学の処分を行った者のうち、やむを得ない事情があると認められる者に対しては、規則で定めるところにより、未納の授業料を免除することができる。</p>	<p>（授業料等の減免）</p> <p>第7条 略</p>

附 則

この条例は、平成17年 4月 1日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第42号**

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>		
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
<p>県内における介護福祉士及び社会福祉士の充実に資するため、養成施設等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校（以下「職業能力開発総合大学校」という。）</p>	略	債務の全部又は一部	<p>県内における介護福祉士及び社会福祉士の充実に資するため、養成施設等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校（以下「職業能力開発総合大学校」という。）</p>	略	債務の全部又は一部
	<p>5 第3号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため介護等の業務に従事することができなくなったとき。</p>			<p>5 第3号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため介護等の業務に従事することができなくなったとき（保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。）。</p>	

<p>又は厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。以下この項において同じ。)に在学する者で、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>			<p>又は厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。以下この項において同じ。)に在学する者で、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>		
<p>専修学校等奨学資金</p> <p>社会に有用な人材を育成するため、県内の同和関係者の子等で、専修学校、各種学校又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（専修学校及び各種学校を含む。）以外の教育施設（学校教育に類する教育を行うもので、当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものに限る。）で、知事が専修学校又は各種学校に準ずると認めるもの（修業年限が1年以上で専修学校に類する教育を行うものに限る。）に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して貸し付ける資金</p>	<p>借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。</p>	<p>債務の全部又は一部</p>	<p>専修学校等奨学資金</p> <p>社会に有用な人材を育成するため、県内の同和関係者の子等で、専修学校、各種学校又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（専修学校及び各種学校を含む。）以外の教育施設（学校教育に類する教育を行うもので、当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものに限る。）で、知事が専修学校又は各種学校に準ずると認めるもの（修業年限が1年以上で専修学校に類する教育を行うものに限る。）に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して貸し付ける資金</p>	<p>借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき（保証人が貸付金を償還することができることを認められる場合を除く。）</p>	<p>債務の全部又は一部</p>
<p>特例 児童</p> <p>児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号）附則第</p>	<p>略</p> <p>2 借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けた</p>		<p>特例 児童</p> <p>児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号）附則第</p>	<p>略</p> <p>2 借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けた</p>	

童 扶 養 資 金	4条第1項に規定する 特例児童扶養資金	ため貸付金を償還 することができな くなったと認めら れるとき。	債務の 一部
	県内における看護職 員（保健師助産師看護 師法（昭和23年法律第 203号。以下「法」と いう。）第2条、第3 条、第5条又は第6条 に規定する保健師、助 産師、看護師又は准看 護師をいう。以下同じ。） の確保及び質の向上に 資するため、看護職員 養成施設（法第19条第 1号に規定する文部科 学大臣の指定した学校 若しくは同条第2号に 規定する厚生労働大臣 の指定した保健師養成 所、法第20条第1号に 規定する文部科学大臣 が指定した学校若しく は同条第2号に規定す る厚生労働大臣の指定 した助産師養成所、法 第21条第1号に規定す る文部科学大臣の指定 した学校若しくは同条 第2号に規定する厚生 労働大臣の指定した看 護師養成所又は法第22 条第1号に規定する文 部科学大臣の指定した 学校若しくは同条第2 号に規定する都道府県 知事の指定した准看護 師養成所をいう。以下 同じ。）に在学する者 又は大学院の修士課程 において看護に関する 専門知識を修得しよう とする者で、将来県内 において看護職員の業	略  略  5 第3号に該当す る場合を除き、借 受者が死亡し、又 は精神若しくは身 体に著しい障害を 受けたため看護職 員の業務に従事す ることができなく なったとき。	債務の 全部又 は一部
看 護 職 員 修 学 資 金	4条第1項に規定する 特例児童扶養資金	ため貸付金を償還 することができな くなったと認めら れるとき（保証人 が貸付金を償還す ることができると 認められる場合を 除く。）。	債務の 一部
	県内における看護職 員（保健師助産師看護 師法（昭和23年法律第 203号。以下「法」と いう。）第2条、第3 条、第5条又は第6条 に規定する保健師、助 産師、看護師又は准看 護師をいう。以下同じ。） の確保及び質の向上に 資するため、看護職員 養成施設（法第19条第 1号に規定する文部科 学大臣の指定した学校 若しくは同条第2号に 規定する厚生労働大臣 の指定した保健師養成 所、法第20条第1号に 規定する文部科学大臣 が指定した学校若しく は同条第2号に規定す る厚生労働大臣の指定 した助産師養成所、法 第21条第1号に規定す る文部科学大臣の指定 した学校若しくは同条 第2号に規定する厚生 労働大臣の指定した看 護師養成所又は法第22 条第1号に規定する文 部科学大臣の指定した 学校若しくは同条第2 号に規定する都道府県 知事の指定した准看護 師養成所をいう。以下 同じ。）に在学する者 又は大学院の修士課程 において看護に関する 専門知識を修得しよう とする者で、将来県内 において看護職員の業	略  略  5 第3号に該当す る場合を除き、借 受者が死亡し、又 は精神若しくは身 体に著しい障害を 受けたため看護職 員の業務に従事す ることができなく なったとき（保証 人が貸付金を償還 することができる と認められる場合 を除く。）。	債務の 全部又 は一部

<p>務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>			<p>務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>		
<p>県内における理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の充実に資するため、理学療法士等養成施設（理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設、同法第12条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設又は言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号から第3号まで若しくは第5号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所、大学（短期大学を除き、同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）若しくは職業能力開発総合大学の長期課程（同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）をいう。以下同じ。）に在学する者で、将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>略 略 4 第2号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事することができなくなったとき。</p>	<p>債務の全部又は一部</p>	<p>県内における理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の充実に資するため、理学療法士等養成施設（理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設、同法第12条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設又は言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号から第3号まで若しくは第5号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所、大学（短期大学を除き、同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）若しくは職業能力開発総合大学の長期課程（同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）をいう。以下同じ。）に在学する者で、将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>略 略 4 第2号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事することができなくなったとき（保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。）。</p>	<p>債務の全部又は一部</p>

			<p>県内のへき地その他医療に恵まれない地域における医療の確保を図るため、大学において医学又は歯学を専攻する者で、将来県内のへき地診療所その他知事が指定する医療機関（以下「へき地診療所等」という。）において医師又は歯科医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>1 大学を卒業した日から1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許又は歯科医師免許を取得した後、直ちにへき地診療所等において医師又は歯科医師の業務に従事し、引き続き修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間以上その業務に従事したとき。</p>	<p>債務の全部</p>
			へき地勤務医師等修学資金	<p>2 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</p>	<p>債務の全部又は一部</p>
				<p>3 前号に該当する場合を除き、第1号に規定する業務従事期間中に、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</p>	<p>債務の一部</p>
<p>県内における漁業者（漁業法（昭和24年法律第267号）第2条第2項に規定する漁業者をいう。）及び漁業従事者（同項に規定する漁業従事者をいう。）の確保に資するため、新たに海面における漁</p>	<p>略</p>	<p>8 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため漁業に従事することができなくなったとき。</p>	<p>県内における漁業者（漁業法（昭和24年法律第267号）第2条第2項に規定する漁業者をいう。）及び漁業従事者（同項に規定する漁業従事者をいう。）の確保に資するため、新たに海面における漁</p>	<p>8 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため漁業に従事することができなくなったとき（保証人が</p>	<p>債務の</p>

支援者で、知事の認定を受けた研修計画に基づき実施される漁業の技術又は経営方法を修得するための研修（以下「漁業研修」という。）を受けるものに対して貸し付ける資金

全部又は一部

有用な人材を育成するため、県内に住所を有する者の子等で高等学校（高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）、盲学校、聾学校、養護学校、高等専門学校、大学（大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）又は専修学校に在学するもののうち、経済的理由により修学が困難である者に対して貸し付ける資金

借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。

債務の全部又は一部

高 勤労青少年の高等学校の定時制の課程及び通信制の課程への修学を促進するため、県内の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は学校教育法第45条第3項に規定する広域の通信制の課程に在学する勤労青少年で、経済的理由により著しく修学が困難なものに対して貸し付ける資金

略  
2 死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。

債務の全部又は一部

備考

支援者で、知事の認定を受けた研修計画に基づき実施される漁業の技術又は経営方法を修得するための研修（以下「漁業研修」という。）を受けるものに対して貸し付ける資金

貸付金を償還することができると認められる場合を除く。）。

全部又は一部

有用な人材を育成するため、県内に住所を有する者の子等で高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、高等専門学校、大学（大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）又は専修学校に在学するもののうち、経済的理由により修学が困難である者に対して貸し付ける資金

借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき（保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。）。

債務の全部又は一部

高 勤労青少年の高等学校の定時制の課程及び通信制の課程への修学を促進するため、県内の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は学校教育法第45条第3項に規定する広域の通信制の課程に在学する勤労青少年で、経済的理由により著しく修学が困難なものに対して貸し付ける資金

略  
2 死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき（保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。）。

債務の全部又は一部

備考

1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。

2 略

1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号、理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号並びにへき地勤務医師等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。

2 略

#### 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。